

普通預金(決済用預金)規定・総合口座(決済用預金)取引規定

1. (決済用預金の定義)

決済用預金は、預金保険法第51条の2に定められている「無利息、預金者がいつでも払戻しを請求できること、決済サービスを提供できること」の3つの条件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。

2. (普通預金(決済用預金)・総合口座(決済用預金)取引)

(1) 普通預金(決済用預金)・総合口座(決済用預金)の普通預金は、第1条の決済用預金に該当します。ただし、総合口座(決済用預金)の定期預金は決済用預金ではありません。

(2) 普通預金(決済用預金)・総合口座(決済用預金)の取扱いは、それぞれ普通預金規定・総合口座取引規定を適用します。

ただし、利息の取扱いは、決済用預金の要件を満たすために、第3条の取扱いとなります。

3. (預金利息)

(1) 普通預金(決済用預金)には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

【普通預金規定第6条(利息)】

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) 総合口座(決済用預金)の普通預金には利息は付されず、下記規定に基づく利息の組入れはありません。

【総合口座取引規定第5条1項(預金利息の支払い)】

普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

4. (変更)

(1) ご利用中の普通預金または総合口座の普通預金を、普通預金(決済用預金)または総合口座(決済用預金)の普通預金の取扱いに変更する場合は、次のとおりとします。

①未払利息の清算

未払いの普通預金利息がある場合は、変更時に利息を元本に組入れた残高を普通預金(決済用預金)または総合口座(決済用預金)の普通預金へ引き継ぎます。

②総合口座の貸越利息

貸越利息がある場合は、取扱い変更時ではなく、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金(決済用預金)または総合口座(決済用預金)の普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

(2) 普通預金(決済用預金)または総合口座(決済用預金)の普通預金から普通預金または総合口座の普通預金へ変更する場合は、再度お届けが必要になります。

5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日現在